

# 外国人介護人材にかかる受入れの仕組み

## —入門編—

北海道医療大学先端研究推進センター  
客員教授 伊藤 優子

- 海外の方が日本に入国するためには、「在留資格」が必要。在留資格によって、活動の制限がある。
- 外国人介護人材受入れの仕組みは、現在4つのルートがある。
- それぞれの制度の目的は異なっており、そのため、受け入れる外国人介護人材の「条件」や「レベル」も異なる。
- 「在留資格」と、4つのルートの基本を理解する。

## 国際慣習法(国際法の1種)…大原則

自国に入ろうとする外国人について、「入国の自由」はないが「出国の自由」はある



各国は原則、自国に入ってくる外国人について、「どのような条件で入国・滞在することを認めるか」を独自に決めることができる。

## 「出入国管理及び難民認定法」(入管法)

- 日本における全ての人の出入国を管理するための基本的な法律
- 外国人の上陸(入国)、在留の可否、退去強制の処分などに関する手続き・基準を定める。

※日本人外国人問わず全ての人に適用される

- ◆入管法では、外国人は原則「在留資格」と「在留期間」を持って入国、在留しなくてはならない
- ◆在留資格は、「活動に基づく資格」(25)と「身分地位に基づく資格」(4)の29に分類

## 参考：在留資格一覧

### ●活動資格（別表1－）

- 1 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道
- 2 高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、  
技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興業、技能、特定技能、技能実習
- 3 文化活動、短期滞在
- 4 留学、研修、家族滞在
- 5 特定活動

### ●身分・地位資格（別表2）

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

別表1の1、1の2が  
就労資格

- ▶ 外国人は当該在留資格に応じて活動することができる（在留資格により活動の制限がある）
- ▶ 外国人は在留できる期間が法令で定められている（入国後そのままいつまでも滞在できるわけではない）

# **外国人介護人材受入れの仕組み (4つのルート)**

## **EPA（経済連携協定）に基づく介護福祉士候補者・介護福祉士の受入れ**

二か国間の（国際協力）で、介護福祉士の資格取得を目的とするもの  
※インドネシア、フィリピン、ベトナムの経済連携強化3か国が対象（2012年現在）

## **在留資格「介護」（介護福祉士資格取得者）**

専門的・技術的分野の外国人の受入れ ※養成施設ルートの上では「留学」

## **技能実習**

日本から相手国（技能実習生の母国）への技能移転による国際貢献

## **特定技能（1号）**

人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ

## EPA（EPA介護福祉士候補者・EPA介護福祉士）

- 在留資格：「特定活動」
- 在留期間：介護福祉士国家資格取得前は原則4年、  
介護福祉士資格取得後は制限なしで更新可能

## 在留資格「介護」

- 在留資格：「介護」
- 在留期間：制限なしで更新可能

## 技能実習

- 在留資格と在留期間  
「技能実習1号」…1年目（最長1年）  
「技能実習2号」…2～3年目（最長2年）  
「技能実習3号」…4～5年目（最長2年）

移行時に  
技能実習評価試験の合格が必要

※合計 最長5年

## 特定技能1号

- 在留資格「特定技能1号」
- 在留期間：最長5年

※それぞれの資格によって、在留期限が異なります。  
また、有効期限が切れる前に更新手続きが必要です。

# 業務範囲と求められる日本語レベル

7

## EPA介護福祉士候補者・介護福祉士

- 介護保険3施設など指定施設での就労（資格取得者は一定条件を満たす事業所での訪問サービスも可）
- 入国時に日本語能力試験N5程度（インドネシア及びフィリピン）、日本語能力試験N3以上（ベトナム）

## 在留資格「介護」

- 施設や従事する業務の範囲に制限なし
- 養成施設（留学生）入学時点での日本語能力試験N2程度の水準が原則

## 技能実習

- 指定された種類の施設（訪問系サービスを除く）において、認定された身体介護等の業務
- 入国時に日本語能力試験N4（相当を含む）以上、2号（2年目）移行時にN3(相当を含む) 以上  
※不合格の場合、施設の支援による代替措置

## 特定技能1号

- 技能実習と同等の施設範囲（訪問系サービスを除く）で、身体介護等のほか、これに付随する支援業務
- 国際交流基金日本語基礎テスト合格または日本語能力試験N4以上、及び介護日本語評価試験合格



# 外国人介護人材受入れの仕組み（令和3年時点）

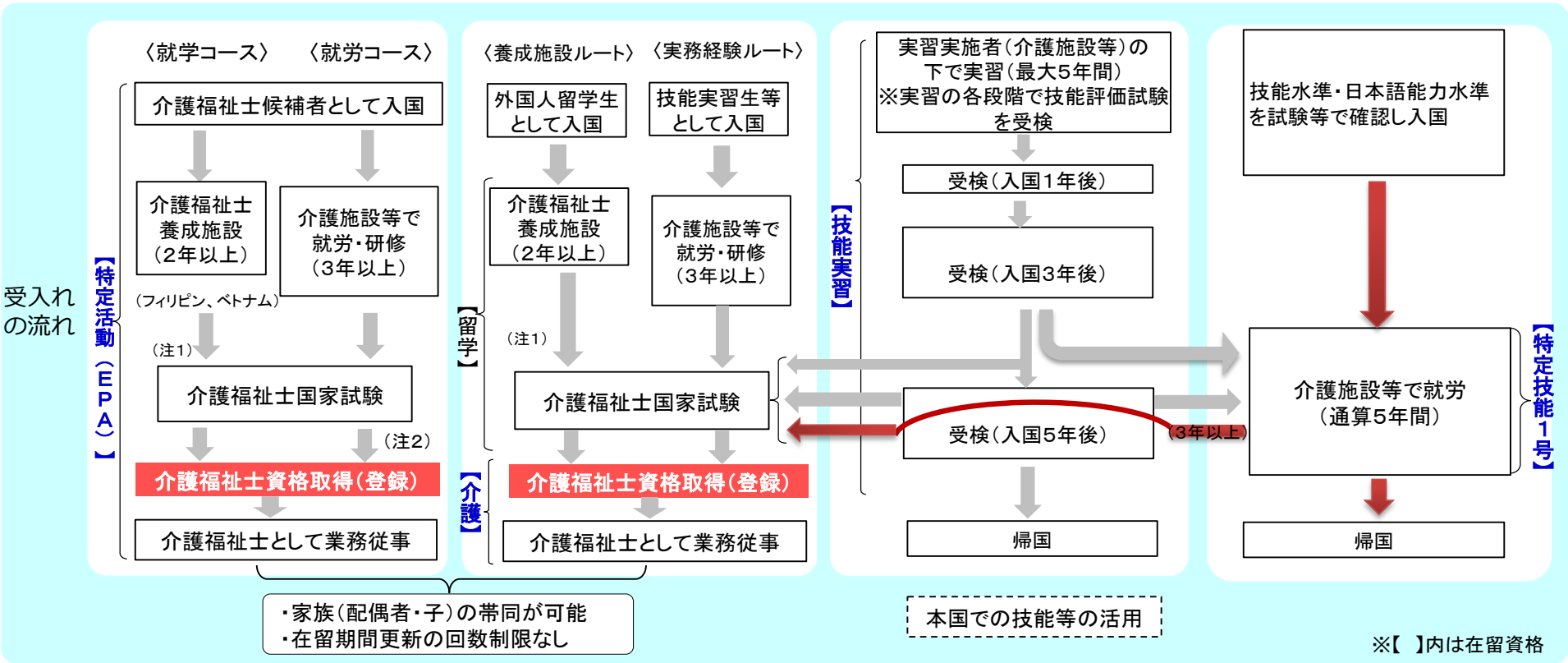
**EPA（経済連携協定）**  
（インドネシア・フィリピン・ベトナム）

**在留資格「介護」**  
（H29. 9 / 1～）

**技能実習**  
（H29. 11 / 1～）

**特定技能1号**  
（H31. 4 / 1～）

制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	本国への技能移転	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ
------	-------------	-------------------	----------	--------------------------------



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。